

社会福祉法人 大空会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬に関し必要な事項を定める。

2 非常勤の役員の報酬については、これを支給しない。

(報酬 の種類)

第2条 報酬の種類は、次の通りとし、報酬は月給制とする。

- (1) 報酬
- (2) 賞与

(支給日)

第3条 報酬の支給日は、次の通りとする。ただし、その日が休日にあたる時は、その前日に支給する。

- (1) 報酬の支給日は、毎月21日とする。
- (2) 賞与の支給日は、毎年6月30日、12月10日とする。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、次の通りとする。

- (1) 常務理事 200,000円
- (2) 月の途中で役員受給資格の得喪を生じたときは、前項の額を日割で計算した額とする。

(賞与の額)

第5条 賞与の額は、法人の運営状況を考慮し、支給の都度、理事会で額を決定する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附則 この規程は、平成21年5月27日から施行する。

この規程は、文言を変更して、平成23年11月25日から施行する。

この規程は、第4条(1)を変更して、平成26年5月30日から施行する。